

令和5年6月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第6回）議事録

1. 開催日時 令和5年6月16日（金曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	1 7 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	1 8 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	1 9 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	2 0 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	2 1 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	2 2 番 伊 藤 剛
1 0 番 佐 藤 順	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席委員（1名）

1 4 番 加 藤 三 敏

5. 議事日程第1号 令和5年6月16日（金曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 4 号 由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について

第 5. 議案第42号 農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件

第 6. 議案第43号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 8. 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について

第10. 議案第47号 農地転用事業計画変更承認の件

第11. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設
定の件

第12. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第13. 議案第50号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につい
て

第14. 議案第51号 由利本荘市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針
の変更について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之
主査	佐々木崇嗣	主査	齋藤身子
主任(矢島庶務班)	柴田雄太郎	主事(岩城庶務班)	田口健
主査(由利庶務班)	佐々木千鶴	主事(大内庶務班)	工藤智浩
主事(東由利庶務班)	高橋琉誠	主査(西目庶務班)	巴留美子
主事(鳥海庶務班)	佐藤海士		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

18番 菅原文克

19番 佐藤秀孝

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年6月1日公示招集されました、令和5年第6回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数23名中22名であります。

14番加藤三敏委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第4号および議案第42号から議案第51号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、18番菅原文克委員、19番佐藤秀孝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第4号「由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

1ページをご覧ください。

6月7日に開催されました、「農地利用最適化推進委員選考委員会」において、別紙1の名簿のとおり候補者が選考されましたので、「由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第7条第2項の規定に基づき報告します。

なお、同規則の第8条では、「農業委員会は、選考委員会の報告を尊重し、総会の決定を得て委嘱する」としており、改選後の新委員により開催される、8月1日の初総会で議決のうえ委嘱されることとなります。

報告第4号につきましては以上であります。

○議長

報告第4号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第42号「農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。取扱い1件です。

申請内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、後ほどご審議いただく議案第48号の1の関連案件であります。議案第48号の1は、営農型発電設備設置による一時転用申請ですが、申請地の上部空間に太陽光パネルを設置するため、それに伴い地上権を設定するものです。営農型太陽光発電は、農地に支柱を立て、設備の下で営農を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する取り組みです。

借受人は、この一時転用許可を受けており、現在設備の下で原木椎茸の栽培を行っております。今回は一時転用期限の到来による再許可申請になります。

申請面積については、本案件では、上部空間に設置する太陽光パネルの面積、また、転用申請では、支柱の部分及び電柱等の附帯設備の面積としています。

設備の下で営農が適切に継続されることが条件であるため、毎年、営農状況の報告が義務づけられており、設備設置の影響により、収量の減少等営農に支障があると判断された場合には、設備を撤去し、復元することとされています。

このため、転用許可については、最長10年間の一時転用とし、問題がない場合には再許可を可能としています。

本案件は地上権の一種である区分地上権に該当します。地上権とは他人の土地に工作物等を所有するために、その土地を使用する権利です。一般に地上権は、土地の表面の利用を言いますが、地表ではなく、土地の地下や空間という上下の範囲を定めて、地上権を認めるものとしたのが、区分地上権です。

農地法に基づく説明についてですが、区分地上権の許可は農地法第3条第2項ただし書きに該当し、通常審査される全部効率利用要件や農作業常時従事要件は満たしていませんが、許可で

きるものですが、申請地及び周辺農地等の利用上支障がないかどうか検討することとされております。

19ページの配置図をご覧ください。立面図を掲載しておりますが、農林水産省通知により営農に支障のない支柱の高さはおおむね2m以上とされております。申請設備は2.5mとなっており、また、所有者との調整も図られていることから、営農条件に支障がないものとし許可相当と判断いたします。

なお、本案件については、農地転用に伴う許可申請であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、議案第48号の1と同時許可といたします。

以上です。

○議長

議案第42号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第43号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第43号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第43号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第44号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4

年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第44号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第45号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第45号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とし、議案第46号第1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第46号1番は、農地法41条による、所有者等を確知することができない場合における農地の利用となります。

初めての案件となるため、詳細について説明いたします。

設定を受ける者より、農地の所有者が死亡したため現在の所有者が分からないが、借りたいとの申し出がありました。

農業委員会では、旧農業経営基盤強化促進法第21条の2第2項で定める方法により所有者を探索しましたが、確認できませんでした。さらに、農地法第32条第3項による、所有者不明である旨の公示を6ヶ月間実施しましたが、やはり所有者である旨の申し出はありませんでし

た。このことから、今後、秋田県知事の裁定をもって、秋田県農業公社が受け手へ貸付するための利用権を取得する予定です。

本案件は、秋田県農業公社から受け手への貸付に伴う、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めるものです。

(その後、議案第46号第1号について、計画の内容は議案書記載の通りで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、議案第46号第2番から4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第46号2番から4番について、議案書に基づき朗読し、前の受け手の理由により秋田県農業公社の貸付を解約したため、新たな受け手へ再配分するもので、計画の内容は議案書記載の通りで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【2番・畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

2番畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

2番畑山です。第1番についてお伺いします。土地改良で仕事をしていることもあり、持ち主が土地を放棄されて浮いている農地がありますが、この例に従えば、受け手がいれば出来るということでしょうか。賃料が無料のものはダメだということでしょうか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長

事務局。

○事務局

一般的に言われる所有者不明農地といわれるもので、それはどういうものかと言いますと相続登記がされないままで不動産登記を確認しても所有者がただちに確認できないものです。

畑山委員のおっしゃる通り、相続登記をしないまま相続人である共有者が増えている状態です。その場合かなり前から貸し借りができる法律がありました。ただし平成30年に農地法と基盤強化法で大きな改正がありまして、申出があれば、所有者を探索し中間管理機構で利用権の、出し手がないけれど中間管理機構で利用権の権利を取得して、中間管理機構から受け手に対して利用権を設定するという制度になります。その場合、いわゆる小作料を納めなくていいのか、という話になりますが、そういうことではなく、借主や地主が行方不明になった際に、国に対して供託金、いわゆる小作料を納めて本来の権利、いわゆる貸し借りが出来る状態にする制度となっています。

詳しく説明しますが、本来相続人というのは、例えば所有者が死亡した場合、常に配偶者が相

続人になります。次に血族として子供であったり、子供が先に亡くなった場合、孫が第一順位者として相続します。第一順位者がいない場合は、第二順位者になる自分の父親と母親、もしくは父親と母親が亡くなっている場合は祖父母にあたる方が第二順位者になります。第二順位者もいない場合は第三順位者である兄弟、もしくは兄弟が亡くなっている場合は、姪、甥が相続します。

平成30年から法律が改正された内容は、第一順位者のみの探索を農業委員会で行って、相続人が相続放棄をしていないかという確認を家庭裁判所で行って、相続人が誰もいないと分かった場合は、第二順位者か第三順位者がいる場合があるので、今回のケースでは所有権があるかどうかの公示を六か月間行いました。ただ、六か月間公示を行った結果、申出がないので所有者が誰もいないという状態でしたので、知事の裁定をもって中間管理機構が利用権の権利を取得するという流れになります。

○2番・畑山留美子委員

難しい内容でしたが了解しました。あと、今、土地改良事業で鳥海の基盤整備計画があるのですけれど、それこそ持ち主を突き止められないというところがあり、悩んでいるようですので、農業委員会や支所庶務班に相談してスムーズに基盤整備を進めていければと思っていますのでよろしくお願いします。

○事務局

実際のところ、市と農業委員会で以前からそういう法律はあったのですが、きちんとした取扱いについて整備していない状況があり、昨年度、市長部局と農業委員会の方で分担と法律に基づいたフローチャートを作成しています。

地元で所有者がいないというような話があった場合は、農業委員会もしくは市の農業振興課、支所産業建設課に相談いただければ戸籍調査したのちに手続きをし、利用権設定の説明をさせていただきます。ただ、相続人の探索は非常に時間がかかります。第一順位者の探索だけであっても時間がかかっていますのですぐには解決できないものをご承知お祈りします。

○議長

他にございませんか。
暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
他に、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第47号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第47号について、議案書に基づき朗読。変更内容は、施設の設置場所等の変更で、許可を受けた計画のうち、施設の配置場所及び事業期間を変更するもの。今回の申請は転用目的が変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められること、資金計画も当初計画事業費の範囲内で行われること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること、秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。)

○議長

議案第47号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第47号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第47号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案48号について、議案書に基づき朗読し、議案第42号と関連すること、申請事由は営農型発電設備の設置、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画等を説明。農用区域域内農地は、原則として転用許可できないが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当すること、農林水産省通知により、発電設備の下の農地において適切に営農されていること、生産した農産物の状況を毎年報告すること、発電設備の下の農地で営農が行われない場合は速やかに設備を撤去すること、を条件に許可することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、営農型発電事業に伴う申請であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要があり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第48号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

(議案第48号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないこと、発電設備の下の農地において適切に営農されている

ことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第48号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第48号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第48号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案48号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第49号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第49号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、追認案件であること、資金計画、農地区分等の立地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地だが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第49号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

(議案第49号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第49号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第49号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第49号は申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案49号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第50号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、議案第50号1番と2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第50号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は原野で、30年近く耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

（議案第50号2番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は原野で、60年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第50号1番と2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

（議案第50号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

（議案第50号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第50号3番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第50号3番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は山林で、長期間耕作しておらず、雑木が繁茂し、山林化している状況のため、農地に復元するための条件

整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第50号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番佐藤崇委員。

○11番・佐藤崇委員

(議案第50号3番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第50号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第50号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第51号「由利本荘市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第51号について、委員全員協議会で説明し、農業委員会等に関する法律に基づき由利本荘市ホームページで公表する旨報告する。)

○議長

議案第51号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第51号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 3 4 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 佐藤系悦

議事録署名委員 菅原文克

議事録署名委員 佐藤秀孝

